

## I 総則

### ●目的

- ・条例を制定するにあたっての目的を規定

### ●定義

- ・性暴力の他、この条例において使用する用語を定義  
※性暴力被害者等、配偶者等暴力、セクシュアルハラスメント 等

### ●基本理念

- ・条例による施策を推進するにあたっての基本的な考え方を規定

### ●責務・役割

- ・条例の目的達成に必要な県の責務を規定
- ・その他条例の目的達成に必要な各主体への責務又は役割を規定

## II 推進体制の整備

### ●推進体制の整備

- ・施策を推進するために必要な体制の整備について規定

### ●財政上の措置

- ・施策を推進するために必要な財政上の措置について規定

## III 基本的施策

### (1) 性暴力被害者等への支援

#### ●相談体制の整備

- ・総合窓口の整備など、性暴力被害者等支援に必要な施策を実施

### (2) 性暴力被害の防止・性暴力のない社会の実現

#### ●教育の推進

- ・学校等に在籍する子どもやその保護者に対して発達段階に応じた性暴力の根絶に資する教育や啓発を実施

#### ●人材育成

- ・条例に定める施策の実施や教育に関する職務に従事する者に対する研修を実施

#### ●広報・啓発

- ・性暴力の根絶や被害者支援等について県民の理解と関心を高めるための広報・啓発活動を実施

### (3) 加害者の再犯防止対策

#### ●加害者の再犯防止・社会復帰

- ・加害者の再犯防止や社会復帰に向けた施策を実施

### 骨子案の提示（第3回懇話会を予定）

第2回懇話会後のアンケートをふまえ、骨子案を作成

# (議題1) 第1章 総則について

## (1) 条例の目的

### 論点

- ① 条例の第1条に規定する目的について、性暴力の根絶や性暴力を受けた被害者等の回復の支援が考えられますが、お考えをお聞かせください。

### 他県条例の状況

県名	条文
福岡県	● この条例は、性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、基本理念及び基本方針を定め、並びに県、県民、事業者及び市町村の責務を明らかにし、法令及び福岡県犯罪被害者等支援条例(平成三十年福岡県条例第三十四号。以下「支援条例」という。)に定めるもののほか、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的とする。
茨城県	● この条例は、性暴力の根絶、性暴力により被害を受けた者の心身に受けた影響からの回復の支援等に関し、基本理念その他の基本となる事項を定め、県の責務を明らかにすることにより、法令及び茨城県犯罪被害者等支援条例(令和4年茨城県条例第20号)に定めるもののほか、これらに関する施策を総合的に推進し、もって県民が安心安全な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### 第1回懇話会での主な意見

- 「性暴力の根絶」や「被害者の回復の支援」を入れてほしい。
- 「加害者の更生」を入れてほしい。

# (議題1) 第1章 総則について

## (2) 性暴力の定義

### 論点

- ① 福岡県では、性犯罪、配偶者等性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントを列挙して性暴力を定義しており、茨城県では、性犯罪、配偶者等暴力、セクシュアル・ハラスメント、デジタル性暴力を例示して性暴力を定義しています。県としては、県民が性暴力について共通の認識を持つことができ、条例の意図しない形で行動を制限すること（委縮効果）のないように分かりやすく条例の対象とすべき性暴力を定義する必要があると考えます。三重県の条例ではどのような行為を性暴力と定義すべきかお考えをお聞かせください。

### 他県条例の状況

県名	性暴力の定義
福岡県	<ul style="list-style-type: none"><li>● 性犯罪、配偶者等性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントその他特定の者の身体または精神に対し、その者の同意（自由な意思により自発的に与えられるものをいう。）がなく行われる性的な行為（強要されたもの及び対等の関係にない、又は同意に関する判断が困難な状況で行われるものを含む。）であって、その者の性的な問題を自ら決定する権利またはその者の性的な問題に関する身体、自由、精神、名誉等の人格的な利益を侵害する行為をいう。（第2条第2項第4号）</li><li>● 学校、スポーツ施設、公共交通機関その他不特定若しくは多数の者が利用し、又は出入りする場所において、性的な意図をもって、同意を得ることなく、かつ、正当な理由がなく、人の姿態又は部位を撮影する行為も性暴力であり、（以下略）（第4条第2項第5号）</li></ul>
茨城県	<ul style="list-style-type: none"><li>● 性犯罪、配偶者等暴力、セクシュアル・ハラスメント、デジタル性暴力その他の特定の者の身体又は精神に対する性的な行為又はこれに準ずる行為であって、その者の意に反して、又はその者の同意があっても対等ではない関係において行われることにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利又は性的な問題に関し、その者の身体、精神、名誉、尊厳その他その者の権利利益を害するものをいう。（第2条第1項第1号）</li><li>● デジタル性暴力 その者の意に反して、又は同意があっても対等ではない関係において、その者に係る性的な画像その他を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)を作成し、保存し、第三者に提供し、その他当該電磁的記録の利用により、その者の日常生活又は社会生活に不利益を及ぼすことをいう。</li></ul>

## (2) 性暴力の定義

### 第1回懇話会での主な意見

- セクシュアル・ハラスメントも性暴力・性犯罪の中に入ると認識されたい。
- デジタル性暴力など幅広く性被害があるなかで、条例では性暴力をどういう形で考えているのか。議論の中心が刑法の性犯罪規定になってしまうようでは、知事が言われるような「防止」には役立たないのではないかと議論していく必要がある。
- アメリカの疾病予防管理センターが2017年に「被害者の自由意思に基づく同意なしに、あるいは同意や拒否できない相手に対して他者によって行われる、あるいは行われようとする性的行為」と定義している。
- 接触型（痴漢、わいせつ行為、レイプ等）と非接触型（のぞき、露出、性的姿態の撮影等）は、必ず定義の中に含まれるべき。
- 大学生に聞くと、ハラスメントや痴漢を性暴力と認識していないこともあるので、きちんと定義の中に含む必要がある。
- デジタル性犯罪という形で、あまりまだ明確な定義がないが、様々なオンラインを用いた盗撮や性的画像の撮影・拡散、性的画像の送信要求、性的画像の送り付け、脅迫などがある。問題になっているSNS性犯罪では、グルーミングや懐柔といった手法を用いて性的勧誘が行われ性暴力被害に至っている。
- 長期反復する加害として、配偶者性暴力だけでなく、デートDV等、配偶者になる前の交際段階のものも含まれていく必要がある。
- 性的虐待は性暴力の中に入るが、家庭内で起こる非常に侵襲性の高い深刻な被害であるので、文言として入れたほうがよい。
- 福岡県の性暴力の定義について「性的な問題に関する身体、自由、精神、名誉等の人格的な利益」とあるが、この「名誉」という言葉はあまりふさわしくないと思う。「名誉」では、その人の名誉ではなく、家族の名誉を損なったとして被害者が排斥されることも過去にあったため、「名誉」ではなく「尊厳」という言葉を入れてほしい。

# (議題1) 第1章 総則について

## (3) 条例で規定する各主体の責務又は役割

### 論点

- ① 福岡県、茨城県の条例では県の責務の他、県民、市町村、医療機関、事業者に責務や役割、取組について規定しています。これらの他に規定すべき主体・責務等があればそのお考えをお聞かせください。

### 他県条例の状況

県名	県	県民	市町村	医療機関	事業者
福岡県	<b>【責務】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関、関係団体との連携体制の整備</li> <li>被害の早期発見・早期対応</li> <li>根絶に向けた総合的な施策を講じる</li> <li>性暴力の根絶、被害者支援を行う民間事業者への支援</li> </ul>	<b>【責務】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>性暴力、被害者に関する理解</li> <li>二次被害を発生させないよう配慮</li> <li>県及び市町村の取組への協力</li> </ul>	<b>【責務】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>性暴力事案が発生しにくい生活環境の整備</li> <li>性暴力根絶に向けた取組の推進とともに、住民への理解促進</li> </ul>	<b>【取組】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシーの配慮</li> <li>証拠資料採取への協力</li> <li>被害に伴う疾病の予防及び治療</li> <li>心身に受けた被害の回復支援</li> </ul>	<b>【責務】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町村等の施策への協力</li> <li>性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他必要な措置（努力義務）</li> <li>性被害又は二次被害を申し出た者への適切な対応</li> </ul>
茨城県	<b>【責務】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>性暴力の根絶、性暴力被害の支援に向けた施策の策定及び実施</li> </ul>	<b>【役割】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>性暴力、被害者に関する理解</li> <li>二次被害を発生させないよう配慮</li> <li>県及び市町村の取組への協力</li> </ul>	<b>【役割】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>性暴力の根絶、被害者支援に関する取組推進</li> <li>住民への理解促進</li> </ul>	<b>【役割】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護への配慮</li> <li>医療上の措置、証拠保全への協力</li> <li>心身に受けた被害の回復支援に関する情報提供</li> </ul>	<b>【役割】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害防止、二次被害防止</li> <li>県及び市町村等の施策への協力</li> <li>性暴力が発生しにくい就労環境の整備</li> <li>性被害又は二次被害を申し出た者への適切な対応</li> </ul>

### 第1回懇話会での主な意見

- 性暴力の定義を理解し、ケアに必要なトラウマインフォームドケア（トラウマを理解した関わり）を多くの人ができる初めて差別、偏見から解放されるため、「性暴力の理解」は必要。
- 県がリーダーシップを取り、市町村、事業者、県民も一緒に進めるというような形を明確に示すなら、**きちんと誰が何をやるかというのを理念に打ち出して**、条例に結び付けていくのがよい。